令和8年度第１回伊賀市地域福祉計画推進委員会

日時：令和8年8月27日（木） 18：30～
場所：伊賀市役所4階　庁議室

＜事務局：森口課長＞

定刻となりましたので只今から令和 8 年度第 1 回地域福祉計画推進委員会を始めさせていただきます。委員の皆さまにおかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。本日から第 5 次計画を推進するための新たな体制で開催させていただきます。引き続きお務めいただく委員の皆さま、そして今回から新たに委嘱させていただく委員の皆さま、今後５年間という長期にわたっての計画推進になりますが、よろしくお願いします。

申し遅れましたが、私は事務局の医療福祉政策課 課長の森口です。よろしくお願いします。

まず初めに、この地域福祉計画推進委員会について説明をさせていただきます。机に「地域福祉計画推進委員会条例」を置かせていただいておりますので、ご覧ください。タイトルが「伊賀市地域福祉計画推進委員会条例」で A4 のペーパーになります。

今後の推進委員会につきましては、まず第 2 条に「委員会は市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査および審議をし、その結果を市長に答申する」という任務があります。大きな項目で一言書いてあるだけなのですが、1 つ目が「計画の策定に関すること」、2 つ目が「地域福祉の推進に関する重要事項に関すること」等ということで定めています。

続いて任期ですが、第 4 条、委員の任期は 5 年ということで、本当に長い期間で、この 5 年というのは計画の策定期間に合わせて、第 5 次計画のこれからの 5 年が今からスタートするということで、それに合わせた委員の設定になっていますので、ご了承をお願いします。

続いて、推進委員会の検討スケジュールです。1 番最後のページです。今回の委員の皆さまにどのようなスケジュールで検討いただくかというざっくりしたものになるのですが、令和 8 年度から 5 か年の計画ということで、第 5 次計画の推進をしていくということと、それぞれの年度で進捗管理を行っていくということで、取り組みの進捗管理であったり、指標を設定してありますので、その指標を皆さまで確認していただく。また、第 6 次計画に向けた課題整理等を行っていくという大きな任務があります。併せて、3 年目以降の令和 10 年度ぐらいから次の計画の策定にかかっていくということで、第 6 次の計画策定を令和 12 年度中に完成させていくということになっていますので、この 5 か年の後半については第 6 次の策定方針から検討を始めて、アンケート調査等を行いながら、計画策定の中身を吟味いただくということで、1 年目 2 年目あたりは頻度的にも年に 2～3 回というところですが、後半は会議の回数も増えて来るというイメージになっています。大きなイメージとして確認いただきたいと思います。ということで、委員会についての説明とさせていただきます。

続きまして、本日は市長に出席をしていただいておりますが、初めての委嘱ということで、委嘱状の交付をさせていただきます。本来は委員お一人お一人にお渡しさせていただくところですが、

時間の関係上、代表して前委員長である大井委員にお受け取りいただきたいと思います。市長のほうからお渡しさせていただきます。

＜稲森市長＞

辞令　大井智香子様

伊賀市地域福祉計画推進委員会委員を委嘱します。委嘱期間は令和 8 年 8 月 1 日から令和 13 年 7 月 31 日までとする。　令和 8 年 8 月 1 日　伊賀市長　稲森稔尚

大井智香子様、よろしくお願いします。

＜事務局：森口課長＞

本来であれば皆さまにお受け取りいただくところですが、今回、机の上に委嘱状を置かせていただいておりますので、ご確認をお願いします。

それでは、稲森市長からご挨拶をお願いします。

＜稲森市長＞

今日は皆さんお仕事等でお疲れのところ、本日は第 1 回目の伊賀市地域福祉計画推進委員会にこのようにご出席をいただきまして本当にありがとうございます。人口減少や少子高齢化が加速する中で、地域の担い手不足や単身世帯の増加により、地域における支え合いの基盤が弱まり、人と人との繋がりの希薄化が進んでいます。孤独・孤立の問題や災害時の支援など、行政のちからだけでは解決が難しい課題が山積しています。自助、互助、共助、公助がしっかりと連動することによって支援体制を推進していくということが大切です。この 3 月に多くの地域の皆さまにも参画をしていただいて策定しました第 5 次伊賀市地域福祉計画では、これまでの取り組みを土台として、行政と市民、地域、事業者、社会福祉協議会などさまざまな団体がそれぞれの役割を担い、連携することで、持続可能で誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指すこととしています。本年度より始まります第 5 次計画の推進にあたりまして、本日、第 1 回目の委員会を開催する運びとなりました。委員の皆さまには計画の推進と進捗管理のご協力をいただくとともに、任期の後半には、次期第 6 次計画の策定にお力添えを賜りたく存じます。本委員会は各分野を代表する皆さま方に集まっていただいており、また、新しく委員にご就任をされる方もいらっしゃいます。それぞれの専門的なお立場から率直なご意見、ご提言を賜りまして、このことを持続可能な伊賀市の地域づくりにしっかりとつなげていきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。今日は本当にありがとうございました。

＜事務局：森口課長＞

ありがとうございます。市長は公務のため退席いただきます。ありがとうございました。

それでは、ここで、今回初めてご出席いただく方も多数お見えですので、委員の皆さまから自己紹介を行っていただきたいと思います。お手元に委員名簿をお配りしておりますので、ご覧いた

だきながら行っていただきたいと思います。時間の都合上、所属とお名前のみでお願いします。大井委員から順番にマイクを回していってもらえますでしょうか。

＜大井委員＞
第 4 次計画の推進と第 5 次計画の策定からご一緒させていただいております皇學館大学の大井と申します。よろしくお願いいたします。

＜吉輪委員＞
皆さまこんばんは。名簿でいきますと 3 番目です。伊賀市障害者福祉連盟の吉輪と申します。前回、第 5 次の途中からですが、参加させていただいております。どうぞよろしくお願いします。

＜川上委員＞
上から 4 番目のいが移動送迎連絡会の川上です。これまでは副会長の城埜が出てくれていたのですが、急死ということで亡くなってしまいましたので、私が会長でありますが、これまで 1 次、2 次の計画をずっとやってきまして 10 年ぶりに戻って来ましたのでよろしくお願いします。

＜中村委員＞
伊賀日本語の会というところで活動しています中村万利子と申します。よろしくお願いします。

＜松村委員＞
解放同盟伊賀市協議会の松村元樹と申します。よろしくお願いします。

＜松尾委員＞
伊賀市民生委員児童委員連合会の松尾です。よろしくお願いします。

＜大仁田委員＞
伊賀市の保護司会から参加させていただいています大仁田富美子と申します。よろしくお願いします。

＜上田委員＞
NPO 法人伊賀の友の上田佳苗と申します。伊賀の友で検索していただいたら出てきますので、詳しくはそちらのほうでよろしくお願いします。

＜野口委員＞
伊賀市教育委員会から参りました野口と申します。今回から初めて参加させていただきます。よろしくお願いします。

＜北森委員＞
前回の第 4 計画、第 5 次計画策定から携わらせていただいています伊賀市若者会議の北森と申します。本日、もう一人、伊賀市若者会議から井賀が少し遅れていましてご迷惑をおかけいたしております。よろしくお願いします。

＜事務局：森口課長＞
ありがとうございました。続いて、事務局のほうも順番に紹介をさせていただきます。

＜川北部長＞
皆さんこんばんは。伊賀市健康福祉部の部長をさせていただいております川北と申します。大変長い期間になりますが、どうぞよろしくお願いします。

＜福森理事＞
こんばんは。伊賀市健康福祉部こども政策担当理事の福森と申します。どうぞよろしくお願いします。

＜中西次長＞
こんばんは。健康福祉部次長、医療福祉健康担当の中西と申します。どうぞよろしくお願いします。

＜林課長＞
こどもの育ち支援課の林です。よろしくお願いします。

＜谷口課長＞
こんばんは。障がい福祉課の谷口と申します。よろしくお願いします。

＜津田主幹＞
地域包括支援センターの津田と申します。どうぞよろしくお願いします。

＜古川課長＞
皆さんこんばんは。介護高齢福祉課の古川と申します。どうぞよろしくお願いします。

＜事務局：森口課長＞
事務局の医療福祉政策課の森口です。お願いします。

＜事務局：谷﨑係長＞
同じく医療福祉政策課の谷﨑と申します。どうぞよろしくお願いします。

＜事務局：山本＞
同じく医療福祉政策課、山本と申します。お願いします。

＜事務局：森口課長＞
今回、第 1 回ということで、事業の説明で関係課の所属長も多数同席をさせていただいています。よろしくお願いします。なお、オブザーバーとして伊賀市社会福祉協議会の方も出席をいただいておりますので、お二人のご紹介をお願いします。

＜社会福祉協議会　田邊事務局長＞
皆さまこんばんは。伊賀市社会福祉協議会事務局長の田邊です。どうぞよろしくお願いします。

＜社会福祉協議会　伊藤次長＞
伊賀市社会福祉協議会地域福祉部門担当次長の伊藤と申します。よろしくお願いします。

＜事務局：森口課長＞
ありがとうございます。それではこのメンバーで進めていくことになりますのでどうぞよろしくお願いします。
続いて、次の事項ですが、委員長および副委員長の選出になります。選出方法について委員の皆さまご意見等いかがでしょうか。

＜委員＞
事務局案で。

＜事務局：森口課長＞
ありがとうございます。事務局案というお声をいただきましたので、事務局よりご提案をさせていただきます。まず、委員長には 1 号委員である学識経験者の皇學館大学の大井委員、そして副委員長に第 2 号委員である地域福祉ネットワーク会議連絡会の荒井委員。荒井委員は本日欠席をいただいていますが、荒井委員にあらかじめお願いをさせていただいているところです。この委員長、副委員長のお二人ということで皆さまいかがでしょうか。

＜委員＞
異議なし

＜事務局：森口課長＞

ありがとうございます。異議なしというお声をいただきました。委員長に大井委員、副委員長に荒井委員お願いします。それでは、大井委員長、正面に移っていただきご挨拶をお願いします。

＜大井委員長＞

ご推薦をいただきましたので、今日から始まっていくこの第 5 次伊賀市地域福祉計画の推進を皆さまとこの委員会をご一緒させていただくこととなりました。改めましてよろしくお願いします。今日は第 1 回なのですが副委員長がいてくださらないということでちょっと寂しい感じですが、今からの時間をまたご一緒させていただきたいと思います。本当に初めましての委員さまもいらっしゃいますので、簡単に自己紹介となります。伊勢市にあります皇學館大学の現代日本社会学部というところにおりまして、社会福祉士養成のコースを持っております。私自身は三重県民歴が今 8 年目ぐらいかなというところなのですが、それまでは岐阜で、前の大学は中部学院大学というところにいたのですが、元々いろいろと遡れば、私は岐阜県の社会福祉協議会で社会人1年目をスタートしました。今日こちらにもおいでいただいている田邊さんなど以前からお世話になっていまして、伊賀市の皆さまとお付き合いが気が付くと四半世紀を超えてしまっているかたちなのですが、このようなかたちでご一緒させていただいたことを非常に光栄だと思っています。そして、地域福祉計画が法定計画となりましたのは西暦2000年、平成 12 年、介護保険の加入施行や民放の改正など、本当に色々あった年なのですが、地域福祉という言葉が法律に乗っかったのもその年、年というか、社会福祉事業法が社会福祉法に改正された時に、地域福祉という言葉が初めて法律に乗っかりました。では、それまでなかったかというと、もちろん、私たち現場では地域福祉という言葉を実施してきていて、地域福祉計画が法定計画になったのもその時だと申しましたが、地域福祉計画も法律に乗っかる前から現場では推進をしてきていました。というのが、地域福祉というものがこれまでもこの委員会でもご一緒していただいた皆さま方と議論を重ねてきました。私は、「地域福祉とは人権尊重を基本に一人の不幸も生み出さない」。なかなか難しいことではあるのですが、それぞれの人が納得のいくかたちで住みやすい環境を作ったり、町にしたり、それは行政だけではできるものではなく、一人でできるものではなく、みんなで知恵と力を合わせて作っていくというふうに考えていますし、沢田清方先生という先生の言葉も思い出していました。今日の説明の中にも出てくるのですが、この第 5 次計画の策定、推進にあたっても、地域福祉ネットワーク会議、伊賀市の各地でいわゆる地区懇談会といいますか、住民参加の懇談会が開かれています。それが地域福祉推進の根幹なんだよということを教えてくださった沢田先生の言葉を思い出しながら今、この会議に臨ませていただいておりました。改めましてなのですが、なかなか直接顔を合わせて一堂に会するということが、私たちの暮らし方の多様化や人口減少、そして今も起きている自然災害等、本当に難しい状況が起きているということを感じながらなのですが、難しい時代だからこそ、また皆さまの知恵と力を合わせていくということをご一緒させていただけるということを本当にありがたいことだと思っていますし、沢田先生にもまたご報告したいと思っています。お時間をいただいてしまい、すみません。今日は第 1 回目の会議ということで、初めての委

員さまもおられるということで、この後、説明をしていただく時間が長くはなるのですが、こちらの委員会がお集まりいただいている委員の皆さまのご意見を頂戴していただくという場でもありますので、後ほど順に、順にというのもおかしいのですが、ご意見や感想をお出しいただければと思っています。お時間を頂戴いたしまして申し訳ありませんでした。よろしくお願いします。

＜事務局：森口課長＞

大井委員長、ありがとうございました。それでは議題に入る前に何点か確認させていただきます。まず、資料の確認です。お手元のほうに計画冊子 2 種類。市の計画の概要版、そして社協の活動計画がそれぞれ冊子で。加えて、資料が 1 から 3 まで。資料1が指標の推移、資料 2 が 2 つあり、資料 2-1 が推進管理シート、資料 2-2 が進捗管理(1)市民一人ひとりの実践（自助）、そして資料 3 が令和 8 年度地域福祉ネットワーク会議の開催状況。そして参考資料があります。お手元に各資料はございますでしょうか。

続いて、本日の委員会ですが、タイミングが合わず欠席されている委員が 6 名おられます。荒井委員、米野委員、藪内委員、清水委員、鈴木委員、山﨑委員におかれましては欠席のご連絡をいただいています。なお、先程ご紹介があった井賀委員が間もなくお越しいただけるということです。本日、18 名中出席者数 12 名、欠席者 6 名ということになります。

続いて、議事進行に関して 3 点お願いをさせていただきます。1 点目は公開の会議ということで、市のホームページに会議録を記載させていただきます。会議録作成のために録音をさせていただきます。2 点目は傍聴者の入室を認めます。3 点目はご発言の際は挙手の上、マイクをご使用いただくということでご協力をお願いします。

本日の会議は先にご案内したとおり、20 時の終了を目標に考えています。議事進行にご協力をお願いします。それではここから大井委員長に進行をお願いします。

＜大井委員長＞

それでは事項書に沿って進めてまいります。

まず、事項書の「5 報告事項」に入ります。第 5 次計画の概要について事務局よりご説明をお願いします。

失礼いたしました。議事に入る前に議事録署名人の方をお願いしなくてはなりませんでした。うっかりしていて申し訳ありませんでした。

改めまして、ただいまから第 1 回伊賀市地域福祉計画推進委員会を進めてまいります。私から議事録署名人を指名させていただきたいと思います。吉輪委員さま、川上委員さま、指名させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

＜吉輪委員、川上委員＞

はい。

＜大井委員長＞

では、よろしくお願いします。

それでは改めまして、事項書の「5 報告事項」に進めてまいります。第 5 次計画の概要について事務局より説明をお願いします。

＜事務局：森口課長＞

まず、私のほうから、改めて第 5 次伊賀市地域福祉計画の概要の説明ということで、お手元の概要版冊子に基づいて説明させていただきます。この第 5 次計画については、今回概要版ですが、本冊のほうも送らせていただいており、そちらがメインになっていますが、本日はこの概要版で説明をさせていただきます。この第 5 次計画については、前回の委員の皆さまの中で約 2 年半をかけ、色々議論をして策定をしてまいりました。

この計画の1枚をめくっていただき、まず、地域福祉計画とは何かというところで、前回からの委員の方については確認になるのですが、新しい委員の皆さまにも基本的なところを確認いただくということで、説明をさせていただきます。

まず、地域福祉計画の地域福祉とはというところの1つ目になりますが、1番大きな目標として、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けるための社会を目指す。地域住民が主体となって取り組む地域ぐるみの活動ということで、いろんな地域福祉を推進する上で、1番基本的な理念を示した計画になっています。その中で、この地域福祉計画で最も大事な考え方としてここに書いてある、地域の課題や困りごとに関してどのようなアプローチをしていくかというところで、自助、互助、共助、公助ということで、この 4 つのそれぞれの項目でそれぞれに役割を果たしていくというところで、自助というのは自身で自分の健康を守っていったり社会参加をしていくということであったりです。互助というのは隣近所の助け合いで、声掛け、見守り等をしながら参加していく。共助については組織的な NPO、ボランティア、そして自治協等の組織の中で活動していく。それらと併せて、公助ということで、我々行政や社協など福祉サービス等の公的なところでその4つのそれぞれの内容の中でみんなで地域福祉を進めていくということが大きな考え方になっています。

続いて、計画期間については令和 8 年から 12 年ということで 5 か年の計画になっています。

計画の位置付けについては、まず中央に、地域福祉計画ということで大きく赤で書いてありますが、その上位に伊賀市の総合計画、1番大きな計画があり、その中の地域福祉を推進する計画として本計画があり、この計画を基本にそれぞれの高齢者の計画、障がい者の計画、こどもの計画等の福祉の計画がこの下部に位置しているということで、全てのいろいろな福祉の計画の1番元になる重要な計画ということで位置づけられています。

併せて、この地域福祉計画の右側に、地域福祉活動計画ということで、社協の、より市民の活動に近い活動計画は社協で作られており、これも同じ計画期間で連動しながら取り組んでいくという内容になっています。

続いて 3 ページの右側になります。地域福祉計画の策定プロセスということで、5 年前からの委員の皆さまで検討進めてきたところですが、去年、一昨年と市民の声を聞きながら地域と共に作

っていくということを大きな今回の取り組みとして、タウンミーティングを全 39 地域で開催しました。1件ずつ社協さんを中心に、行政も一緒に参加をし、地域の課題や強み等をみんなで付箋を貼りながら、これから 5 か年、どのような課題がありどのように自分たちは活動していくのかという議論をしたというのがこの計画を作る大きな取組みです。全地域を回るということがなかなか他の市町村でもされていないということで、大井先生からも、良い取組みだとお話をいただいたところです。このプロセスこそが地域福祉の取り組みを強化していくというところで、この経過を重視してやってきたという特徴になっています。

続いて 4 ページ、5 ページが計画の全体の構成図となっていますが、基本理念として、まず一人ひとりがつながり、すべての人が輝く共生のまちづくりということで、大きな理念になっているのですが、すべての人が輝く共生のまちづくりを進めていくということについて、一人ひとりがつながって、互助、共助、自助というところを高めながら、つながりでみんなが輝く共生のまちづくりをしていこうということで、この地域福祉計画の基本的なコンセプトになっています。すべての人が輝くというのは総合計画にも掲げられているキーワードになります。指標につきましては、この後、個々に説明をしますので省略をさせていただきます。次にこの理念を達成するためにどのような目標が必要で、その目標を達成するためにどのような取り組みをしていくかということが右側の表になっています。ここの組立て、目標と取り組みというところの 8 つの安心、5 つの実践という言葉についても、この委員会の中で、当初事務局のほうでは国のガイドラインに沿ってこれを組み立てていこうと提案をしたのですが、この委員会の場で伊賀市らしさを出していこうということで、伊賀市オリジナルの、国のガイドラインに沿わない目標そして取り組みということで議論をし、このようなかたちになりました。

まず、この 5 か年で取組むことでどのようなことが大事かということで、8 つ出てきたのがここに書いてあることです。

「すべての人への支え」ということで、誰一人取り残されない、福祉サービス等をみんなが公平に受けられる、制度の狭間を作らないといったような1番基本的なすべての方が大事だというところが 1 つ目です。

2 つ目については、住まいの確保ということで、誰もが安心して住まいを確保できるという、住まいに困っている方を支える仕組みができているということが 2 つ目。

3 つ目については、地域で支えある災害対策ということで、1 例として要支援者の避難計画が整備されていたり、日常のつながり、地域のつながりで防災体制が整っていることを目指していくことが 3 つ目。

4 つ目については、アンケート等で市民のニーズが最も高かったカテゴリーの 1 つとして、必要な医療を受けられる体制ということで、救急時にしっかり体制が整っている。また、伊賀市は周産期、産科病院が 1 つになっているということで、安心して出産して産み育てられる環境が整っている等の医療の整備というところ。

続いて、地域全体で健康を支える環境ということで、健康づくり、それぞれに健康の意識を高めて自ら活動したり検診率を高めていくといった健康づくりをやっていくというところ。

続いて、人権が尊重される地域社会ということで、ここも伊賀市らしさということで、やはり伊賀市で地域福祉を推進していくには、最も基本的な、それぞれに人権が尊重されるいろいろな文化や多様性を認め合いながらという大前提がないと地域福祉を推進できないというところで、これもあえてこの項目に入れたという経緯になります。

7 つ目は交通環境ということで、いろんな困難を抱える人が安心して移動ができる、通院ができる、買い物ができるというところをどのように整えていくかというところ。

最後が、地域コミュニティ、支え合う地域コミュニティということで、基本理念にある「一人ひとりがつながっていく」というところを、地域の活動、支え合いのいろいろな取り組みを高めていくことを目標として 8 つとなっています。

これらの目標をどのように実現していくかというところの取り組みが 5 つの実践になっています。この項目については先程の基本的な考えの自助、互助、共助をベースに、1 つ目は一人ひとりが実践する自助。地域コミュニティ等の基盤づくりというのが互助、共助。そして、誰一人取り残さない福祉サービス等の充実が公助。それに加えて、これらの自助、互助、公助等を含めていろんな関係者、関係機関が連携する他機関の連携のしくみを作っていく。そして、最後に担い手、資源をつくっていくということと、担い手をどのように確保していくかというところの取り組みを 5 つのカテゴリーに分けてそれぞれの事業を本冊のほうでまとめています。

この具体的な取り組みの一部を主な取り組みとしてそれぞれの項目ごとに本冊のほうにまとめてあります。今日は、どのような取り組みをするかというイメージをしていただくために、それぞれの担当課長から説明させていただきます。これらの実践、取り組みを通じて、8 つの安心、目標を高めていき、かたちに少しでもしていくというところがこの計画の内容になっています。

最後に、6 ページですが、地域福祉の推進体制。どのような考え方で推進していくかというところで、左側の「共生社会の実現」と「包括支援体制の整備」で、2 つの項目がありますが、上段の「地域共生社会の実現」というのは、真ん中の画にありますように、「支え、支えられる関係の循環」ということで、誰もが役割と生きがいを持つ社会の調整ということで、支える側も支えられる側もみんなが主役でそれぞれに生きがいを持つという考えです。それと併せて、下のほうの「包括的な支援体制」については、個人や家族など、ひとりをいろんな周りの関係機関であったり地域の見守りであったり専門職であったりという、ひとりをみんなで支えていくということを図式で表したものになっています。このような推進体制、考え方で進めていく、大きな考え方を整理しています。

最後になりますが、これらの計画の策定が令和 8 年の 3 月に完成し、令和 8 年 4 月から初年度ということで、すでに取り組みを始めており、6 月には大井委員長にも皆さんにも出席をしていただいたのですが、地域福祉シンポジウムということでゆめぽりすセンターで、地域の各自治協の皆さんも集まり、この地域福祉をどのように進めていくか、各地域でどのような取り組みをやっていくかということで、各取り組みの地域の紹介等もしたシンポジウムをまず始めて、市民の皆さんとともにスタートさせたほか、先日、8 月 15 日には地域福祉のトップリーダー研修ということで、これは行政と社協が対象で、日本福祉大学の原田学長に地域福祉の推進をどのように進めていくか、この計画をどのように、行政としての役割はどのようなものかということを講演いただきました。

以上、速足で説明させていただいたのですが、地域福祉計画の概要となります。

＜大井委員長＞

ご説明ありがとうございました。概要版と言いつつ、非常にボリュームのある内容のご説明でした。井賀委員さんが到着されています。先程自己紹介をしたところなのですが、突然ですが自己紹介、所属とお名前を教えていただいていいでしょうか。

＜井賀委員＞

皆さんこんばんは。遅れてしまい大変申し訳ありませんでした。私は若者会議から来ました井賀江利香と申します。男の子 3 人の子育て中のママです。元々、介護を、高校を卒業してから 15 年程やっており、福祉のことはすごく関心があり、今回参加させていただきました。よろしくお願いします。

＜大井委員長＞

ありがとうございます。

では引き続き始めます。ご説明いただいてありがとうございました。非常に幅が広く、一体、地域福祉計画とは何なのかと初めてご参加いただいた委員さんは驚かれているかもしれませんが、少しだけ今ご説明いただいたことの補足というのは僭越なのですが、第 4 次計画までは本当にオリジナルというか伊賀流の計画の策定・推進をされてこられていました。そこに、行政計画、法定計画ですので法改正が重なり、地域福祉計画の中に盛り込むべきという項目がとても増えたというか、近年、平成 29 年以降の法改正が大きいのですが、その中で盛り込むべき役割というものがすごく増えたというのが大きな背景としてありました。課長からのご説明の中にもあったのですが、昨年度の 1 回目の会議ぐらいでは、法律改正に基づいて盛り込むべきこのような内容というガイドラインを示しているので、そこに沿わせたかたちでのご提案を事務局からいただいたのですが、この委員会の場で、伊賀らしさというものがすごく薄くなってしまうのではないかというご意見があり、これまで培ってきた伊賀流の考え方やしくみを活かしながら、国が新たに求めている包括的支援体制や重層的支援体制などいろいろ、そのようなものを伊賀の骨組みの中に組み込んだというのがこの計画となっています。ですので、この概要の 4 ページ、5 ページの、昨年ご一緒していただいた委員の皆さま方は、本当にこの中身、この組立てや盛り込むべきものということについてもここで議論したことを今思い出していただいているのではないかと思います。改めてざっと、ガイドラインは、地域福祉計画に戻って、私たちが住みやすい暮らしやすいまちを一人ひとりが納得できる、尊厳を守られる、尊重に基づいたまちづくり、環境づくりをどうしたらいいのだろうということを考えていくものではあるのですが、そこにさらに生活的困窮、社会的困窮、そして伊賀は以前から取り組んでおられる住まいの確保、就労支援、自殺対策、成年後見等の権利擁護、虐待への対応、また犯罪を犯し刑期を終えた方の社会復帰支援など、そういったものをここに盛り込むべきというか、7 ページに地域福祉計画に含まれる計画というものが 3 つ書かれていたり、そのよう

な経緯があります。4 次計画の推進から 5 次にかけて大きく法改正があったり、社会の環境が大きく変化したということがあり、地域福祉計画がさらに範囲が広くなっているという背景があります。そういった経緯と中身について今ご紹介をいただきました。

ここまでご紹介をいただきました範囲が広いのですが、質問・ご意見、確認しておきたいことがある委員さんは挙手でお知らせください。いかがでしょうか。

＜川上委員＞

1 次、2 次と携わってきたなかで、だいぶん変わっているなというのが見てわかるのですが、まず 1 つ、一番よく聞く言葉で「伊賀らしさ」とは、ここで一体どこが伊賀らしさなのか。国とどう違うのか。まずそこを教えていただきたいです。

＜事務局：森口課長＞

ありがとうございます。先程も少し説明させていただいたのですが、1 つは策定プロセスがすごく地域に入って、39 地域全部を回るというのはかなり社協さんの労力もあったのですが、それを丁寧にやったというのが伊賀らしさ。全地域、1,000 人を超える方に参加いただいたというのが 1 つと、8 つの安心、5 つの実践の内容を決めるにあたり、例えばこのような課題があるというところで、国のガイドライン等に沿わずに、それぞれの地域で出ている課題やこれからの 5 か年で大事な目標がどのような部分かということをここで確認、議論をいただきながら丁寧にやりました。どれがということは個々に説明をすると時間がかかるのですが、みんなで議論をして組み立てたというところと、5 つの実践も自助・互助・共助に加えて、他機関連携や担い手確保も持続可能な地域づくりというような項目もオリジナルの内容となっています。

＜川上委員＞

一応、そうなのかなというのはわかりましたが、説明してもらった中で、5 つの実践と 8 つの安心がものすごく見にくい。出来上がってしまってから言うのも申し訳ないのですが、どのようにリンクしているのかがものすごくわかりにくいです。本冊のほうを見たらマトリックスがあり、ある程度整理されているのだけど、目標があって取り組みが少ないというのもちょっと変だなと。これは逆じゃないかなと思うぐらいで、どこがどれに当てはまるのかがすごく見にくいというのが感想です。私も地域では福祉ネットワーク会議の部会長をしており、ずっと合併当初から福祉のまちづくり協議会のほうで部会長をさせてもらい、今ちょうどまちづくり計画の見直しをさせてもらっているのですが、課題をこの前出させていただいたら、課題がものすごく出てきました。バーッと羅列して。どうしていくのかというと、ちょっとしか解決策がないんです。どうも今まで、5 次計画にはなるのですが、問題が先送りされているような感じがしてならない。これが私の今計画を見た実感ですが、このリンクがどうされるのかがすごく見にくく、今説明してと言われても無理だと思うのですが、感想としてはそういう感じです。

＜大井委員長＞

質問とご意見ありがとうございました。今川上委員からご発言いただきました内容は、概要版を見た時の素直な感想であろうと自分も共感します。去年もこの委員会で、難しいなというのは、詳しく書くとたくさんになってしまい、なかなか読んでいただけない。ではどのようにコンパクトに示すことができるのかというのは、見え方・伝え方の検討です。そして川上委員さんがご一緒された 1 次計画、2 次計画というのは、一体計画として策定されたものです。自分もその時に学ばせていただいたので非常に。まだマップは持っていますか。5 つのキーワードで忍者を探せという。それはそれとしてなのですが、ご指摘いただいた 8 つの安心と 5 つの実践というものが 1 項目ずつリンクしているわけではないということがご覧いただいてご理解できると思います。目指したものは、国のガイドラインが何をやるかが入口になっているのですが、何が伊賀流かというのは皆さんそれぞれ意見があると思いますが、何のためにやるかということをゴールに持っていきたいという思いがありました。それも、本当に 8 つでいいのかという議論もあったりしました。7 つだったところを 8 つに増やしたのですが、何をやっていくか、どのようにやっていくか、誰がどのようにどのような順番でどのような財源でやっていくかということも非常に多岐にわたるので、複雑なマトリックスに実際のところなっています。その取り組み、実践や取り組みはどのような見出しがいいのかというのは非常に議論で、まだすべての人がすべて納得しているわけではないと思うのですが、一旦こういうかたちでお示しいただいている中で、5 つの実践という見出しだけをここに取り上げていただいているということがあるので、全部をお示ししたほうがいいのか、すごく難しいところではないかと。あくまでも、見出しが出ているという、すみません自分はそういう理解でいるので、知っている人が見ると、最大公約数の説明かなと思うところですが、初めて見た時には一体これは何かなと思うのではないかと、それはすごく率直な感想だと思います。今度はこの概要をベースに、これからこの計画策定に関わってきていない人にもわかっていただくという必要がありますので、すでにやっていることは「わたしの取り組みはここに入っている」と気付いていただくとか、その伝え方は去年はまだ十分そこまで議論できていないので、そこはまたこの委員会の場で、議論したことがすべてかたちになるとはわからないのですが、出していく場ではないかと思っています。これは委員長というよりも私の個人的な、昨年この策定でご一緒させていただいた立場での感想です。一方的に話してしまいすみません。川上委員さんどうでしょうか。

＜川上委員＞

いつも 5 年ごとに私もお願いしているのですが、今回も地域でお願いしたら、計画の説明に来ていただけるのでしょうか。

＜事務局：森口課長＞

この後にまたネットワーク会議の説明もあるので、各地域を今年も回っていますので、その中で説明できると思います。

＜川上委員＞
是非、申請しますのでまたうちの地域、お願いします。

＜大井委員長＞
ありがとうございます。ではこの他、皆さま質問、ご意見、確認しておきたいこと、挙手でお知らせください。
ありがとうございます。では、引き続きまして、伊賀市地域福祉活動計画についての説明をお願いします。

＜社協：田邊事務局長＞
それでは社会福祉協議会のほうから説明させていただきます。別の冊子で第 5 次伊賀市地域福祉活動計画の冊子があると思いますので、1 ページのほうのご確認をいただきたいと思います。本計画は伊賀市の、先程ご説明がありました第 5 次地域福祉計画と連動するかたちで策定等、そして検討を進めさせていただきました。時期のほうも同じく今年度の令和 8 年度から 12 年までの 5 年ということでさせていただいているものです。こちらの 1 ページの部分で、第 5 次地域福祉計画の理念を踏まえて、今回の地域福祉活動計画、地域福祉活動計画というのは、地域住民や実践、活動というようにかたちを擁すると私としては認識しています。地域福祉計画自体は行政計画というようなかたちでも一定の制約がありますが、広く、住民主体というところを置きながら、どのような取り組みをするのかということを押さえたのが活動計画というように踏まえています。今回の第 5 次地域福祉活動計画の社会的インパクトというのも紫の 2 段下のところに書いてありますが、「目標設定にあたり、これまでの達成すべき活動や取り組みによって生み出される社会的、環境的な変化」これを社会的インパクトと言うわけなのですが、どのような変化を目指すのかということを 5 年先を見据えて取り組みを書かせていただきました。今回は、激動の時代ということで、経済情勢の不安定化、災害の多発、人口減少、様々な課題が社会の中で変化を与えています。そのような中、この時代の中、「高参加・高福祉」というキーワードがあるのですが、実は先程、市の事務局からのお話もあった中で、原田先生の研修会がありました際も改めて確認をさせていただいたのですが、このキーワードは実は第 1 次計画の時に出てきたキーワードです。社会保障のなかでは「高参加・高福祉」、あるいは「中福祉・中負担」など、いわゆる参加と負担のあり方というところでの問題として使われるキーワードだったのですが、検討の中で出されたアイディアの中で、伊賀は「高参加・高福祉」でいければいいのではないかという言葉がでてきました。当然、財源や人手・担い手というものは十分にあるべきものではなく、やはり限りがあります。その部分を参加することによってその福祉を目指していく、高い福祉を目指していくということはある意味で‘伊賀流‘と。先程伊賀流の質問もありましたが、社協の中でも「高参加・高福祉」というキーワードでやればどうかという提案が第 1 次計画で出されたわけですが、今回もう一度そのキーワードを使わせていただくようなかたちで、今回の提案となった部分です。その部分で、地域生活課題解決、この後出てきます様々な生活上での課題の部分ができる伊賀市を目指していくことを目標にして、

キーワードとして置かせていただいたというのが今回の第 5 次の計画の特徴ということになるのではないかなと思います。今回については、先程ご紹介がありましたように、タウンミーティングやワークショップ等を通して、得られたご意見を踏まえた取り組みとして検討してきました。また、4 ページから 5 ページ以降は、今回、社会課題解決という取り組みとしての地域福祉活動計画の策定が初めて 5 年間だったというところで、5 年間の評価はどうなのかというご意見もありましたので、この策定のプロセスのなかで、第 4 次の 12 課題の評価を行わせていただいたのがこの部分となっています。またこの部分についてはご確認をいただければ。その部分を踏まえて、新しい 12 課題というところで、12 にするかどうかというところも含めて、ご検討をいただいたわけですが、複雑な社会問題、現場で感じている課題等も整理したうえで、新たに、重点的に取り組む 12 の地域生活課題というものを選定させていただいたのが、今回の新たなものとなっています。一覧の部分、他にも出てきますが、19 ページ等でも出ていますのでご確認をいただきたいと思います。その 12 の課題の中でも、今回は特に重点課題ということで、4 つの課題、1 番から 4 番になってくるわけなのですが、1 番は 21 ページからということになりますが、こどもの貧困、孤立・孤独、災害、地域活動運営という 4 つを、特に重点課題として注力していくということで計画として位置づけたものです。その部分で、今後、取り組むべき課題をそれぞれ見ていただくなかで、どのような課題があり、そのための解決していくための方策としてはどのようなことが考えられるのか。かつ、考えられる活動例なども挙げた上で、このようなことが考えられるというようなことも挙げさせていただいているものです。これにつきましては、様々な参加というかたち、あるいは取り組むべき期間、これは行政だけではなく、社協だけではなく、様々な企業や団体、そういう取り組みということも含めて取り組むべき部分というものがあるだろうと思われますので、そういった部分としてご提案していくものと考えていきたいと思っています。

また、時間の関係があり飛ばさせていただき、45 ページからが仕組みづくりというところになっており、特に今回強調させていただくのが 51 ページです。少し飛んでいただきたいと思いますが、ケアネット活動というところがあります。今回も実はこの提案をいただいた富山県氷見市さんが今、大きな水害が起きているという事で、ニュースで取り上げられていましたが、氷見市さんの取り組みの中で、災害時、今回の能登半島地震においても非常に有効であったという部分ですが、いわゆる見守りの体制をどう作っていくのかということでのケアネット活動等の提案もあり、書かせていただいたというのは今回の新たなケースとなっています。

このような部分で、平時の対策だけではなく、災害時対応にもつながるかたちでの取り組みとして行政の皆さまと共に取り組みのかたちにしていきたいと考えているところです。

この 5 つの安心の行政の部分とも連動させながら、私どもとしては取り組みを進めていきたいと考えていますので、是非ご理解、ご支援のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。以上です。

＜大井委員長＞

ご説明ありがとうございました。今、行政の事務局、そして社協の事務局、両方から説明があり

ましたとおり、地域福祉計画、こちらは行政計画ですが、法定計画が市として行政として地域福祉、福祉全体がどの方向に進めていくのかということを示す指標計画として、そして連動しながら、社協の地域福祉活動計画が私たちの暮らしのなかで地域社会の中で、どのような活動をしてかたちに示していくかということを示している計画だと理解をしています。

そして、今日の説明もサラッとあったのですが、ロジックモデルというものでも伊賀市社協さんは計画策定の方法としてすすめておられ、2 ページ目にロジックツリーが載っているわけですが、第 4 次計画の時からこの方法を取られていて、全国の中でも先陣を切って最初に取り組まれた社協さんだと認識しています。今、各地の社協が非常に関心を持って、社協だけではなく、様々な計画策定のなかで、ソーシャルインパクト、社会的インパクト、インパクトゴールをやった結果として何がどう変わるのだろうかということから、順番に、では日々の取り組みにどんどん細かく、細かくというか分けていくというこの方法を、非常に確認に手間もかかるのですが、みんなで一緒に作っていくということをかたちにされているというもので、後ほどご紹介をいただく時に、懇談会、伊賀市では地域福祉のキーワード会議の話もまた後ほどご紹介をいただくことになっていると聞いています。今日お配りいただいた冊子を、今日初めてご覧いただいた委員さんもおられると思います。後ほどしっかりまた目を通していただくということをお願いして、そのことも踏まえて、今ご説明をいただいた内容について、質問、ご意見、確認しておきたいことがありましたら挙手でお知らせください。

＜川上委員＞

社協の用語解説集はすごくわかりやすく、ページも書いてくれているのでどこに載っているのかというのがすぐにわかるのですが、今見て比べてしまったのですが、地域福祉計画のほうは用語しか書いていなくて、どこにそれが載っているのかわかりにくいのですが、これは後付けで突っ込むことができるのかどうか教えてほしいです。

＜大井委員長＞

行政計画へのご意見というかリクエストで、用語集の索引が用語説明のところに、どこのページのことを解説しているのかということが差込で可能かどうかというご質問をいただいています。

＜事務局：森口課長＞

一旦、完成させていますので。見る視点で見にくい部分や比べたらというところがあるのですが、次の計画に向けて見直す部分は見直していくというかたちでやっていければと考えています。

＜川上委員＞

社協のほうは大きなことの 1 つ確認だけしたいのですが、計画は福祉計画の本冊と変わらないくらいわかりやすくできているのですが、これを担うだけの職員、これが本当にできるのか。それを聞かせてください。

＜社協：田邊事務局長＞

先程説明の中でも触れさせていただいたように、これが社会福祉協議会だけでできるとはとても思っていません。むしろこの部分は、先程「高参加・高福祉」で申し上げたように、あらゆる多様な参画があって取り組むべきものだと。ただ、これまで取り組んでいたもの、今現在取り組んでいるものも、なぜそれを取り組むのかということが十分精査できずに、例えばこのような仕組みがあるからなど、そういった部分で漫然と受けていた面もあったのだと思います。そういった面で、今回、この 4 次から 5 次に取り組む中で、1 つ 1 つの取組みがなぜそれを取り組むのか、なぜその変化を目指すのかということをきちんと踏まえながら取り組んでいくということで、たしかに、全体的にこれが全部できるかどうかということについては、取り組みの成果の如何になってきますが、1 つ 1 つが前進していく、あとは課題解決に近づいていくということを皆さま方、僕も含めて評価をいただきながら取り組みを進めていくものだと認識しているところです。

＜川上委員＞

ありがとうございます。そう言っていただくと私もいが移動送迎連絡会で送迎の部分で非常に厳しい辛い思いも今、しています。送迎の福祉有償団体が段々減ってきてしまっている。頑張っているのですが、やはり事業の内容、そして高齢化、跡継ぎの問題で減ってきてしまっている。1 つ担っている私自身でもあるのですが、もう少し頑張らないといけないと思いました。ありがとうございました。

＜大井委員長＞

ありがとうございました。この他、全く違う角度のお話でも結構です。ご意見、ご質問、確認したい事がある方は挙手をお願いします。

委員の皆さま方、計画をとても見ていただいているので、随分時間も経ってしまっているのですが、時間内で 1 番最後に挙手の時間を設けたいと思っています。その際や、後日に。今日は非常に時間が限られているので、質問がある場合は後日、事務局のほうに。ご案内もいただいていますので。事項を進めさせていただきたいと思います。

では、6 番目です。協議事項に移ります。第 5 次計画の進捗管理について。1 つ目「指標の推移」について事務局よりご説明をお願いします。

＜事務局：谷﨑係長＞

医療福祉政策課の谷﨑です。座ったままで失礼します。資料 1 をご覧ください。こちらは地域福祉計画の指標になっています。第 5 次地域福祉計画は令和 8 年度、今年度からの 5 年間の計画になっており、今年度は 1 年目ということになります。施策の効果や市民の生活の質をはかるための指標とし、3 つの指標を設けています。

1 つ目が「健康寿命」。2 つ目が「地域福祉活動資源力」、3 つ目が「生活満足度」。この 3 つになります。

1 つ目から説明をさせていただきたいのですが、もし本冊のほうをお持ちの方がいらっしゃいましたら、31 ページも併せてご覧いただければと思います。31 ページは健康寿命のページになりますが、無い方は資料のほうを見ていただければと思います。健康寿命というのは、単に平均寿命を延ばそうというものではなく、自分で自立して生活できる期間を長くするということを目指す指標になります。65 歳からの平均余命というものがあるのですが、これは平均してあと何年生きられるかという期待値というものになるのですが、これは国が出している数字ということになります。その平均余命から介護などが必要な期間を除いた期間ということで、市民一人ひとりが少しでも健康な状態を維持することが重要であるということで、指標の 1 つに用いられています。伊賀市では日常生活動作が自立している期間の平均という意味で、要介護 2 から 5 の認定者の方を「不健康」と定義をしています。伊賀市の直近、令和 7 年度の「健康寿命」の数字は、男性が 83.35 歳、女性が 86.55 歳という結果になっています。また、介護等が必要な期間についても男性が 1.17 年、女性が 2.54 年ということで、ここからどのように推移していくかということを見ていくことになっています。

次に 2 つ目。地域福祉活動資源力になります。本冊で言いますと、32 ページになります。こちらは、地域における介護予防や健康づくりに役立つ住民同士の助け合いなどの活動資源がどれぐらい充実しているかを示す指標となっています。具体的には「ぽちっと伊賀」に掲載されている互助活動について、人口 1,000 人あたりの登録件数となっています。「ぽちっと伊賀」というのは、伊賀市内の福祉関連サービス情報などを一元的に管理しているというものになるのですが、地図上でマップ検索をしたり、カテゴリー検索したりすることができるサイトになっており、現状では一般公開を一部していますが、現在のところは主に支援者の間で情報共有するものということで使っているものとなります。そこにはいろんな情報が載っているのですが、そのうちの、地域資源サービス情報、いわゆるインフォーマルサービスと言われ、介護保険などの公的なサービスではなく、地域やボランティア、民間企業による援助活動、例えば介護保険のデイサービス等ではなく、地域でやっているサロンなど、そういったものをこの指標に使用しているということになります。これが人口 1,000 人あたりにいくつぐらいあるかというような指標ということになっています。掲載されている情報というのは地域福祉コーディネーターが毎年実施している地域アセスメントの中で収集された情報を基にして掲載がされているものにより指標を作成しています。

令和 7 年度は 10.0 となっています。この数字が上がってくると、身近な場所で気軽に安心して集える居場所ができたり、地域の中で助け合いの活動が活発になることが期待でき、地域での課題が深刻化することを防ぐことにつながるのではないかと考えています。

最後に生活満足度になります。本冊では 33 ページになります。こちらは、総合計画のために実施しているまちづくりアンケートの結果のうち、関連する項目の部分を地域福祉計画の指標として使用しているものということになります。

総合計画も昨年度新たに策定されましたので、アンケートの内容も 33 ページに書かれているものからは多少変わっており、資料 1 の裏面を見ていただきたいのですが、こちらがまちづくりアンケートの中の福祉に関する項目を抜粋したところになるのですが、「医療、共生社会、健康、高

齢者福祉、障がい者福祉、こども」という項目において、現在の満足度、今後の重要度についての指標ということになっています。アンケートは満足度も重要度も 5 段階で評価がされており、5 段階のうち 1 つは「わからない」という回答になっていますので、「わからない」という回答を除いた 1～4 点で得点化がされています。

福祉や健康に関連する項目の令和 7 年度の満足度につきましては、6 項目平均というところで 2.51、重要度につきましては 3.45 となっています。今回、初めての数値ということになりますので、これまでの経緯というのがわからないのですが、全体の平均というものがでており、満足度が 2.48、重要度は 3.35 となっていますので、全体の中では少し平均よりも上ということになっています。

特に、重要度としては、医療は 3.64、こどもが 3.60 と、非常に高いものなっており、全体の項目の中でもかなり上位、1 位～3 位ぐらいのものになっており、市民の皆さんに重要だと思っていただいており、期待値がすごく高いものであることがわかると思います。

これらの指標につきまして、令和 7 年度の数値を基準として、今後の動きに注目をして取り組み等につなげていけたらと思っています。

＜大井委員長＞

ご説明ありがとうございました。すみません、確認なのですが、今ご紹介いただいた中で、令和 7 年度まちづくりアンケートの 5 段階評価、そのうちの 1 つが「わからない」で、それを抜いたということで、4 点満点ということですか？

＜事務局：谷﨑係長＞

はい、そういうことです。

＜大井委員長＞

4 点満点中の 3.64 はかなり高いですね。

ご説明ありがとうございました。続けて主な取り組みについてのご説明をお願いします。

＜事務局：谷﨑係長＞

資料 2-1 をご覧ください。こちらは進捗管理シートということで、第 5 次計画では、先程概要も説明させていただきましたが、「8 つの安心」という目標に向けて、「5 つの実践」という取り組みや事業を記載させていただいています。

第 4 次の計画でも同様に取り組みを記載していたのですが、どれだけ進んだのか等、進捗が結構わかりにくい状態だったと思っており、項目ごとに主な取り組みというものを 2 つまたは 3 つ掲載することとしました。もちろん、これらの取り組みがすべてということではないのですが、これらを指標として確認していくというところで進捗を見ていくこととしています。たくさんありますので、本日すべてを説明するということは難しいのですが、本日、いくつかの担当所属に出席してもらってい

ますのでそれぞれ説明をいただきたいと思っています。
それでは、まず地域福祉コーディネーターによる地域支援というところで、2 つ目の「支え合いやつながりを育む地域コミュニティの基盤づくり（互助・共助）」のところの 1 番上です。「地域福祉コーディネーターによる地域支援」というところで、これは医療福祉政策課、私どもが担当しているところになり、「地域の生活課題やニーズを把握し、地域住民が自主的に取り組みを行う「地域福祉ネットワーク会議」の運営を支援し、地域活動を活発化させるために地域福祉コーディネーターの配置を行います。」ということで、市から社協に委託もして、市内に地域福祉コーディネーターの配置をしています。その指標としては、コーディネーターが受け付けた相談の件数を指標としてこちらに掲載をさせていただいています。令和 7 年度は 133 件だったということですので、5 年後の 12 年度の目標につきましては 150 件ぐらいを目指していこうというものになっています。
次に同じ「互助・共助」の項目の中の 3 つ目、「身寄りのない高齢者への支援」というところで、地域包括支援センターのほうから説明をお願いします。

＜地域包括支援センター：津田主幹＞
「身寄りのない高齢者への支援」というところで、地域包括支援センターでは全国に先駆けて伊賀市独自の事業を実施させていただいています。頼れる身寄りのいない高齢者が入院・入所の際に緊急連絡先を書けないということで、必要なサービスを受けられないという問題がかなり深刻な問題として今、支援者の間で解決できない問題になっています。それを解決するために、伊賀市緊急連絡先等安心サポートモデル事業というものを本年の 2 月から開始させていただきました。判断能力がある方で、経済的に困窮をしている、頼れる身寄りのいらっしゃらない方が対象となってきます。ですので、判断能力のない、成年後見制度を利用できる方は対象外ですし、経済的にも困窮していない任意後見制度を使っていただけるような方も対象外ということにさせていただいています。これは行政書士さんのうちで後見業務ができるコスモス成年サポートセンターの方と全国組織と契約させていただいており、判断能力のあるうちから将来の終活、どういった終末期を迎えるのかということを聞き取っていただくということでも効果がある事業だと思っています。シートを作らせていただいた時には、令和 7 年度は 2 月から始めてまだ 2 か月程でしたので、先行事例として 1 件としていますが、現在では少し事例が増えて 3 件、4 件目がそろそろ始まるかなというところです。目標としては令和 12 年の頃には 10 件程度と思っているのですが、まだ事例のないものですので、もしかするともっとニーズがでてくるということで、数は変わってくる可能性はあります。以上です。

＜事務局：谷﨑係長＞
次に 3 番の「誰一人取り残さない福祉サービス等の充実（公助）」というところで、「こども家庭センター運営業務の充実」というところで、こどもの育ち支援課のほうからお願いします。

＜こどもの育ち支援課：林課長＞

「こども家庭センター運営業務の充実」ということで、「こども家庭センター」という名前を聞いていただいた事がもしかしたらないという方もいらっしゃるかもしれないですが、こども家庭庁の旗振りで、各自治体で今設置をすることになっているのですが、児童福祉と母子保健で 2 つの子育て家庭を支える機能がこれまで別の所属で持っているようなことが自治体のなかで多かったのですが、子育て家庭をめぐる課題が複雑化・多様化してきているというなかで、児童福祉と母子保健が連携し、しっかりと情報共有をしながら子育て家庭を支援していきましょうということで、伊賀市では令和 6 年にこども家庭センターということで、こどもの育ち支援課が設置されています。伊賀市では児童福祉と母子保健に加え、発達支援も子育ての中で大きなウェイトを占める機能だということで、発達支援も加えた 3 つの機能を備えた所属として令和 6 年に発足しています。そのこども家庭センターの運営業務を充実させていこうということになり、取組内容としては、妊娠期から子育て期において、切れ目のない包括的な伴走型相談支援を行うということを実施しています。

指標名として「育てにくさの解決方法を知っている割合」とさせていただいているのですが、これはアンケートの答え、すべてのこどもさんの 3 歳を過ぎたこどもさんを対象に行っている 3 歳 6 か月検診で、全員の保護者に対して行っているアンケートの中で、この質問の前に、「あなたはお子さんに対して育てにくさを感じていますか？」ということを聞かせていただき、育てにくさを「いつも感じる」あるいは「時々感じる」と答えた方について次の設問で、「育てにくさを感じた時に相談先を知っている等何らかの解決方法を知っていますか？」ということを聞かせてもらっており、それで「知っている」と答えた人、「どこに相談したらいいか・解決したらいいかを知っている」と答えた人が令和 7 年では 80.3%になっています。これを令和 12 年に向けて 90%にまで上げていきたいということを目標としています。以上です。

＜事務局：谷﨑係長＞

次に同じく公助の中から、地域包括支援センターの運営というところで、地域包括支援センターのほうからお願いします。

＜地域包括支援センター：津田主幹＞

再び失礼します。地域包括支援センターは設置されてから久しいですので、聞いていただいたこともある方はたくさんいらっしゃるかと思います。介護保険法の規定に基づく介護予防支援事業所としての機能に加え、伊賀市では福祉の一時相談窓口という位置づけをいただいていますので、高齢者など様々な方から相談をお受けしています。社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員の 3 職種が本人やご家族の困りごとに寄り添いながら、市役所の関係各課、または福祉事業所や医療機関など関係機関と連携して必要な支援の実施やつなぎ等を行っています。昨今の相談内容の特徴として、人間関係の希薄化による孤立や 8050 問題、ひきこもりなど、複合的に重なる課題などによっての困難事例などが増加傾向にあります。このようなご相談の場合は相談事案調整会議というものを開催することがあります。民生委員や区長などといった地域の方

も含めて関わるすべての方に参加していただき、役割分担や課題解決方法を模索するというものになります。また、良識がないとか、いわゆるゴミ屋敷だとか、住環境の劣悪なものだとか、セルフネグレクト、いろんな課題が本当にあるのですが、あらゆる資源を活用しながら解決できるように日々取り組ませていただいています。

指標のほうは関係機関や地域と連携して支援した回数ということで、令和 12 年には 4,800 件ということにさせていただいていますが、地域包括支援センター相談件数全体としては令和 7 年度は 5,545 件、内ここに載っている 4,197 件約 75%がすでに連携できているかと思っていますが、これを相談件数に関わらず維持するもしくは向上していくことを目標としています。以上です。

＜事務局：谷﨑係長＞

次に 4 番目の「地域や多機関の協働による支援体制の整備」というところで、「避難行動要支援者に対する避難支援対策（個別避難計画）」というところで、介護高齢福祉課のほうからお願いします。

＜介護高齢福祉課：古川課長＞

避難行動要支援者に対する避難支援対策ということです。地域の防災支援体制強化の一環として、要介護 3 以上の方や障がいのある方など、自ら避難することが困難な方、いわゆる避難行動要支援者と位置付けられている方に対して個別に避難計画策定を進めています。この避難計画の策定については、国の災害基本対策基本法に基づく市町村の努力義務ということになっており、避難支援が必要な方一人ひとりについて、事前に関係者が、本人の意向や避難方法支援者などの具体的な情報を確認、整理して、共有することを通じて、円滑な避難支援の実施に努めるということになっています。そのために、現在では庁内の関係部署・健康福祉部だけではなく、防災や地域連携部、社協さんの地域福祉コーディネーター、また、地域の住民自治協議会、民生委員、福祉専門職等の関係者が連携協働し、個別の避難計画の作成支援に取り組んでいるところです。

このシートの指標については、住民自治協議会で支援に取り組み、作成された個別避難計画の数としています。令和 7 年度においては、ハザードマップなどにより、計画作成を優先的に進めるべき地域の中からモデル地区として 3 地区を選定し、地域の自主防災意識の向上や実践的な避難訓練へつなげていくきっかけづくりというような観点もあり、3 地区それぞれの住民自治協議会さんに個別避難計画の作成支援を委託しました。現在、伊賀市全域では個別避難計画作成対象者は約 1,500 件で、その内、7 年度に取り組んだ 3 地区の対象者の合計は 167 件で、内、計画を作成した方はここに書いてある参考の令和 7 年度の 72 件ということでした。作成に同意されなかった方や施設への入所、お亡くなりになった方についてが残りの 95 件という結果でした。令和 12 年度の目標としては、120 件という設定をさせていただいています。令和 7 年度の 72 件から毎年度 10 件程度増加させるというような目標になっていますが、この目標を達成するためには、事業を委託する住民自治協議会さんや地域内の避難行動要支援者さまに対し

ていろいろな関係機関と連携しながら、この個別避難計画作成の必要性についてさらに理解を深めていく必要がありますし、また併せて、地域全体の自主防災の意識向上という部分も図っていく必要があると考えています。以上です。

＜事務局：谷﨑係長＞
それでは、最後 5 番目の「地域を強くする資源の充実と担い手の確保」というところで、「介護人材確保のための取組み」と「障がい福祉人材確保のための取組み」を続けてお願いします。

＜介護高齢福祉課：古川課長＞
続けて失礼します。「介護人材確保のための取組み」ということですが、令和 8 年度、新たに介護人材確保及び定着支援事業というものを創設しました。この事業の創設背景としては、少子高齢化、生産年齢人口の減少が進む中、伊賀市においても介護現場の担い手不足、特に介護サービスを利用する上で欠かせない介護支援専門員いわゆるケアマネジャー等の人数が年々減少しており、対策を講じないと今後も増加すると想定される介護事業に制約が生じる事態が想定されているということで、まずは介護保険サービスの根幹を成す介護支援専門員ケアマネジャーの新規資格取得や資格更新費用等に対して支援費を交付して、負担の軽減を図ることで介護人材確保および定着につなげていきたいと考えています。
シートの指標については、市内の居宅介護支援事業所に勤務する介護支援専門員数の変動率としています。変動率ということでややこしいのですが、この指標は総合計画の指標に合わせており、令和 6 年 4 月 1 日時点での介護支援専門員の人数を基準として、毎年度末にどのように変動したかという割合を示すものとなっています。令和 7 年度の数値については、令和 6 年 4 月 1 日時点での介護支援専門員の人数が 97 人ということで、令和 7 年度末の時点が 2 人減で 95 人であるため、変動率はマイナス 2.1 となっています。令和 12 年度の目標としては、プラス 3%ということで、実際 100 人を超えるということを設定していますが、今現在でも減少傾向にある介護支援専門員の人数を現状維持さらには増加させるという目標にしています。介護人材確保及び定着支援事業としては、今回の支援専門員以外の介護職の方も同様の課題を持っていますので、こういった毎年度事業実施による効果等についても検証を行い、今後取り組みについてもつなげていきたいと考えています。以上です。

＜障がい福祉課：谷口課長＞
障がい福祉人材確保のための取り組みとし、障がい福祉人材確保対策事業ということで、本日お配りさせていただいたチラシをご覧ください。介護高齢と同じで、福祉分野も全国的に人材不足ということになっています。障がい福祉サービスの事業所に関しては、様々な資格の方がいらっしゃいますので、資格の更新などではなく、就労支援金というかたちで今回事業を令和 8 年 4 月に開始しました。こちらで書かせていただいている就労支援金の内容として、まず 1 つ目として、就職された場合に 5 万円の支給。就労の勤務を継続された場合、継続して 4 か月以上勤務さ

れた場合に、加算としてプラス 5 万円。この事業所は伊賀市内の事業所というように区切っていますので、例えば名張市の方が伊賀市の事業所に就労されても 5 万円は寄与されますが、そのまま名張市から伊賀市に転入されたという場合であればプラス 5 万円というかたちになります。また介護ヘルプ事業、移動支援のための従事者の養成研修というものをやっており、専門の資格以外に養成講座を受けていただいた修了生の方がそのまま介護ヘルパーとして移動支援の従事にあたってくださることができれば、2 万円というかたちの就労支援金を今回創設し、今後、人材確保に向けていけたらということで今回考えました。

指標については、人材確保に至った件数ということで、まずは 5 件は確保していきたいということで、5 件は 5 名というかたちになります。毎年 5 名は確実に確保していきたいということで、指標を設定しています。以上です。

＜事務局：谷﨑係長＞

今後はこれらの指標の推移を確認していくということで、進捗管理ができればと思っていますのでよろしくお願いします。

資料 2-1 なのですが、5 つの実践の項目ごとに主な取り組みの指標を掲載しているのですが、1 番上の「市民一人ひとりの実践（自助）」というところの部分については、主な取組や指標は掲載がされていません。これは計画の冊子の中にもないのですが、何かで進捗の状況を確認できたほうがいいのかなと思い、何か指標というものをこの委員会の中でご意見をいただいて 5 年間推移を見ていくという、何か指標になるものを決められたらと思っています。たたき台と言いますか、何かこちらからご提案をしたほうがいいと思い、資料 2-2 で事務局案を 2 つご提案させていただきたいと思います。

まず「案 1」ですが、「地域福祉ネットワーク会議の開催数」と書かせていただいています。地域福祉ネットワーク会議は先程から何度も説明が出ていますが、住民が主体的に地域の課題を話し合い、解決策を探るための協議の場として、自治協単位に設置がされていて、社協に委託して配置している地域福祉コーディネーターが地域の実態に応じた活動支援を行っているというものになります。地域福祉ネットワーク会議自体は、互助か共助の活動だと思うのですが、自助の指標ではないと思っているのですが、地域により状況、雰囲気が全然異なるのかなと思っており、間接的な指標になってくるのですが、ネットワーク会議の開催数のほうから地域住民の自主的な活動を図るというものにより、社会とのつながりや地域の活動、ボランティアへの参加というようなところを、ネットワーク会議が活発化すればそのあたりが活性化、進んでいくのかと思い、ネットワーク会議の開催数にしてはどうかなというのが 1 つ目の案になります。

「案 2」は「アンケートの実施」で、これは直接的にアンケートで測るというわかりやすいものになるのですが、第 5 次計画の策定の時にも市民アンケートを実施しました。その中の項目に、地域のつながりをはかるものや地域活動をはかるというような項目があり、それを毎年、アンケートを実施するというところで、その推移を見ていくのはどうかという案になります。

ここからどちらかをやるということでもいいですし、どちらもするということもありですし、全然違うも

ので測っていくという事でもいいと思うのですが、何かもしご意見があればご提案いただきたいと思っていますのでよろしくお願いします。長くなりましたが説明は以上です。

＜大井委員長＞

ご説明いただきありがとうございました。まず、皆さんにお詫びをしなくてはならないのですが、本日の会議の終了予定をすでに超過してしまっていますので、大変申し訳ありません。進め方を反省したいと思います。

今のご説明・ご提案いただきました事への質問・ご意見・確認したいこと、そして最後にご提案をいただきました資料 2-2 に関しましては、すぐこの場で意見が出ることはなかなか難しいことではないかと思います。委員長の目で個人的なことを申し上げると、これは非常に難しいなと思っています。実は案 1・2 以外のものが本当にあるのだろうかと思いながらなのですが、これは今日に限らず是非事務局に後日ご意見をお寄せいただきたいと思って聞いていました。という状況ではあるのですが、なかなかご遠慮なくというのも難しいところですが、特に質問や確認しておきたいことがある方はこの場で是非お出しいただきたいと思います。いかがでしょうか。挙手でお知らせください。

＜吉輪委員＞

時間が過ぎているのにすみません。今、ご発表いただけなかった部分の、進捗管理シートの（3）の部分の「発達支援体制の強化」ということで、こどもの育ち支援課さんが今日はお見えになるのでお聞きしたいのですが、発達障がいの子どもさんやその家庭への支援ということで、発達支援に関する相談件数。目標数が減っているのは当然子どもの数が減っているからという理解で、普通は増える目標ですが。5 年でどのぐらい子どもの数が減るのかなと思いました。発達障がいの対象になるのは未就学児童なのか、あるいは就学している子どもなのか、成人になってもそうなのかというところと、最近、子どもさんが発達障がいということを認めたがらないという言い方もおかしいかもしれませんが、例えば療育手帳を持ってもらえればいろいろな福祉のサービスが受けられるのですが、あえてそういう療育手帳を発行するのを嫌がる親御さんも今いるということを聞いています。その辺の対応をどのようにされているのかという事。

もう 1 つ、サポートファイルというものが伊賀市の場合あり、産まれてから基本的に就学している間の子どものいろんな経過を記録するようになっているのですが、我々活動する中で、社会に出てもそれは本当に必要なので、いろいろな施設を利用したり。それをもう少し充実したものにして欲しいという思いがあります。それは障がい福祉課との連携になるのかわかりませんが。2 つ質問です。

＜大井委員長＞

お答えいただけますでしょうか。お願いします。

＜こどもの育ち支援課：林課長＞

発達支援についてですが、目標が令和 12 年に向かって減っているとおっしゃっていただいたとおり、子どもさんが減る可能性があるということがまず 1 つあります。それとこの 2,847 件というのが、ご相談に来ていただいてそれに対応させていただく件数というよりは、こちらのほうから保育園に巡回に行ったりもう少し小さい時の 1 歳半健診や 3 歳健診で発達を見せていただいたり、小学校のほうにも行かせていただくということで、ご相談に来ていただくものよりも、こちらから見させていただいて発達について支援が必要な方を見つけていくというようなことで相談につなげていくことが多いです。ですので、しっかりと支援が必要な方を見定めてそこへ力を注いでいくということで、少ないのもいけませんし、多すぎて本当に必要な方以外の方にもたくさん相談員が時間を取ってしまうということも好ましい事ではないので、適正な数にしていきたいということで、2,300 件を目標とさせていただいています。

先程言っていただいた手帳等のことに関しても、発達障がいという障がいであるかどうかということはなかなか線を引きにくいところなのですが、療育手帳を取るか取らないかということではなく、その子どもさんの育っていくなかで、発達の特性があり、何か支援をすることでその方が過ごしやすくなったり、学習が進んだり、教室の中で過ごしやすくなったりということがありますので、手帳ということではなく、その方その方の支援が必要な場合に支援をしていくというようなことで考えています。

最後に、サポートファイルについても、必ずしも今利用できている、全てのケースで利用できているというわけではないのですが、支援が途切れないようにということで、保育園に入る前から乳幼児健診の時から、保育園、幼稚園に進まれ、それから小学校、中学校とライフステージが変わった段階でも支援が途切れることのないようにしっかりと引継ぎをしたり、情報共有をしたり、ライフステージが変わる段階前後では、それぞれの機関が共に連携して支援を行っていくというような取り組みをしています。

＜障がい福祉課：谷口課長＞

療育手帳の取得の関係とサポートファイルについて少しお話させていただきます。療育手帳の取得の件なのですが、療育手帳を取ろうと思う方が少なくなってきているかどうかというのは、発達障がいというのが療育手帳なのか、精神保健福祉手帳なのかというところがあります。精神保健福祉手帳のところに該当する場合と、知的障がいのほうに該当する場合がありますので、そこの見極めの部分で、一概に発達障がいが療育手帳につながっていない部分もあるということと、やはりおっしゃっていただいたとおり、発達障がいではあるけれども、障がい者手帳の該当ではないと思っておられる親御さんもやはりいるかなと思います。

サポートファイルは小学校に入ると、特別支援学級に入級されたお子さんは必ず小学校 1 年生の段階でサポートファイルを登録していただいています。そこから学校のほうでずっと使っていただくというかたちでそのまま引き継いでいくというかたちをしています。そしてサポートファイルの見直しについても、数年に 1 回なのですが、見直しをしてリニューアルを少しずつしていくというこ

とで今取り組みをさせていただいています。以上です。

＜大井委員長＞
ご説明ありがとうございました。他にご質問は。北森委員お願いします。

＜北森委員＞
指標のところで気になった説明がいくつかあるのですが、先程の課長と重複していれば申し訳ないですが、例えば(2)の地域から相談を受け付けた件数であったり、今お話があった発達支援の相談に応じた件数であったりというところで、どちらかと言うと、来た人数であり、こちらからコントロールできる人数ではなく、受動的な目標になっている、指標になっている数値的に見え方をするという指標があると思います。それは、何かを新しく変えていこう、達成していこうという時の指標としていいものなのか、どうなのかと少し気になりました。その意図といいますか、相談を受け付けた件数が例えばこの先の支援のところでこのように改善していくために必要な数値として指標として設置しているのかというところが気になりましたので、ご担当の部署さんでもしお答えいただけるのであればお答えいただきたいです。単純に、受け付けた件数が数値として見るのであれば、それはいわゆる成果指標ではなく、統計的なものに過ぎないのではないかなと感じました。その辺りをご回答いただける方がいらっしゃいましたらお願いします。

＜事務局：谷﨑係長＞
2 番の互助・共助のところの「地域福祉コーディネーターによる地域支援」というところの相談受付件数の指標ですが、これは確かに説明の中に欠落している部分があるのかもしれませんが、地域福祉コーディネーターの役割として、ご相談を待っていて受け付けるというものだけではなく、アウトリーチという手法を使って、コーディネーターのほうから課題などになっていることがないか探しに行くという役割も持っていますので、そういうところで、もちろん相談をしないといけない件数が少ないほうがいいような気もしますが、コーディネーターの活動が活発化するということは、お困りごと、困難なことを相談しないといけないことをお持ちの方が、相談につながるということが増えてくるというように考え、目標を 150 件に上げているというところになります。

＜事務局：森口課長＞
個別ではなく、基本的な考え方として、この指標は北森委員のおっしゃるように、どのような視点でどのような数字を見ていくかというところで、それぞれの部署で考えながら、これがこの取り組みの中でわかりやすいというところなのですが、その指標をもって事業の進捗などがすべて測れるものではないので、行政の取り組みにより動かせるものと、市民の受けた件数などで能動的に測るものなどいろいろ混ざっており、確かにわかりにくいのですが、その中で、全体の傾向を見るというところで、1 番これが取り組みによって傾向として増えている、減っているということが 1 番わかりやすいかなというところの 1 つとして。それですべては測れません。1 つの指標としてやってい

ますので、今後この指標の組み方なども、こちらのほうがわかりやすいというような議論もきっとあると思います。一旦、この考えで進めるというところになります。

＜北森委員＞

ありがとうございます。是非、能動的に、この 1 つの指標の中で、内訳される部分があると思うので、例えば細かい結果が決まった時に、これは能動的なのか、それとも市民の方から直接足を運んでいただいたのではなくこちらから見つけに行ったことなのか、やはりそこでもこの課題の捉え方というのは、どの指標でもそうかもしれませんが、捉え方が変わってくると思います。受動的な成果の上がり方、ニーズの上がり方、こちらから取りに行ったニーズの上がり方は変わってくると思うので、またその辺りは結果が出た時に固まった時に、細かい分析の中でお示しいただけると、また先の議論として深まるのではないかと思いました。一般的に 1 つの数字のデータとして、見え方の、進捗して重なっていく中で、細かいところの分析をしやすいかたちに、委員の皆さまに見えるかたちにしていただけると、また議論が深まるのではないかと思いました。以上です。

＜大井委員長＞

ありがとうございました。この他に何かありますでしょうか。

大変恐縮ですが、本来は委員の皆さまに是非ご発言いただきたいところですが、既に予定の終了時間をまもなく 30 分超過しようとしていますので、大変恐縮ですがここまでとさせていただきたいと思います。ただ、今せっかくこの場にお越しいただいてご発言いただけていないということは大変残念で申し訳ないことですので、是非事務局の、最も多くお声を寄せていただきやすい・・・・・・と思います。是非お寄せいただき、また所属の皆さまも是非受け答えいただきますようお願いします。大変恐縮です。

それでは、その他の事項に移らせていただきます。「地域福祉ネットワーク会議」について事務局より説明をお願いします。

＜事務局：谷﨑係長＞

地域福祉ネットワーク会議については、説明の中でもたくさん出てきている言葉にはなるのですが、これまで開催状況については地域により結構差があり、頻繁に開催されている地域もあれば、なかなか開催されにくい地域もあると聞かせていただいています。昨年度はこの第 5 次計画の策定に合わせ、市内の全部、39 地域の地域福祉ネットワーク会議においてタウンミーティングを開催することができました。社協の地域福祉コーディネーターの皆さんの働きかけにより、実現できたものだと考えています。昨年度まで会議自体が設置できていない地域もあったのですが、全地域での開催が実現できたということになります。昨年度の地域で出た意見を今後の取り組みにつなげていくというような内容で会議をしていただいている地域もあるかと思っています。その辺の状況を社協さんのほうからご報告いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

＜社協：伊藤次長＞

今年度のネットワーク会議の開催状況につきましてできるだけ簡潔にご説明いたします。現在、第 1 回目のネットワーク会議を開催いただいた地区の数ですが、18 区すでに開催をしていただいており、約半数がすでに開催していただいているという状況です。その他の地区につきましても、コーディネーターが中心となり、開催に向けてアプローチを行っています。ほとんどの地区で開催の見通しがすでについている状態です。すでに開催をしていただいた、またこれから開催を予定していただいている地区は共通して、「防災」のテーマに非常に関心が高いという状況です。例えば、「個別避難計画」や「地区防災計画づくり」について、ネットワーク会議で話し合われているという状況です。防災以外のテーマに取り組まれている地区もあり、例えば、上野南部地区においては、「買い物困難」の生活課題、また諏訪地区においては、「移動困難」の地域生活課題をテーマに取り組んでいただいています。地域福祉コーディネーターは自治協さんが選択されるテーマに沿って、様々な支援を行っているという状況になります。

もし、この地域福祉ネットワーク会議を見てみたいとおっしゃられる委員の方がおられましたら、是非社協にお問い合わせいただけたら、対応させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

＜大井委員長＞

ご説明ありがとうございました。ということですので、私も思わずこの一覧をいただいた時に、「近所の自宅近く、職場近くの懇談会に参加できるのですか？」とお尋ねしてしまったのですが、開催の方法がさまざまだということですので、こちらに関しては社協の事務局までお問合せということで、ご案内いただきました。ありがとうございます。

この場で、その他、ご共有いただきたい情報をお持ちの委員さんがおられましたらお願いします。

＜障がい福祉課：谷口課長＞

本日お配りした資料の中に、水色のチラシが入っていたと思います。9 月 23 日が手話言語国際デー、手話の日という設定がされています。この日に合わせ、手話言語のろうあ団体さまが作ってくださっている字幕等がついている「咲む（えむ）」という映画の上映会を開催したいと思います。日にちが手話言語の日の 9 月 23 日、時刻が 2 時からということで、ハイトピア伊賀 5 階の多目的大研修室で開催をいたします。手話言語の日のイメージカラーがブルーとなっており、この日の夜、6 時から 9 時の間、裏面になりますが、伊賀上野城のライトアップとこの市役所の名阪側に向けてのほうに「伊賀市」というネームがあるのですが、そちらを水色の青色にライトアップしたいと思っています。それに合わせ、映画会のほうにも是非青色のものを身に着けてお越しいただければと考えています。スタッフも青色のものをつけて、その日、スタッフとして従事したいと思っていますので是非会場のほうへお越しください。よろしくお願いします。

＜大井委員長＞

ありがとうございました。その他はよろしかったでしょうか。

＜事務局：谷﨑係長＞

時間のないなか申し訳ございません。この会議の推進委員会の開催案内や資料の送付方法についてなのですが、これまで紙で郵送というかたちでさせていただいていたのですが、もしよければ、メールで送付するという事ができないかということで、検討をさせていただいています。資料については、メールで事前送付をさせていただき、当日、会議の時は紙でこちらには準備をさせていただきますので、皆さんに打ち出して来て欲しいという事ではなく、事前に見ていただくためにメールさせていただくとか、会議の案内をメールでご案内ということができないかという提案をさせていただきたいです。もし、メールでも構わないという方がいらっしゃいましたら、今 QR コードを配らせていただきますので、メールアドレスの登録をお願いしたいと思っています。それはもちろん、今でなくても結構ですので、QR コードをお持ち帰りいただき、家に帰られてからご登録をお願いしたいと思います。今までどおり、紙での案内のほうがいいという方がいらっしゃいましたら、そこに登録されていない方につきましては引き続き郵送をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

＜大井委員長＞

ありがとうございました。今ご案内いただきましたように、メールでデータでの事前送付を希望される方は是非こちらに登録をということで、そうでない方は特段今回はアクセスは不要ということですね。ありがとうございました。

この他、次回の日程について。

＜事務局：森口課長＞

今回の進捗で主に概要の説明になったのですが、次回以降、進捗の確認等をしていただくということで、今年度中、2 月ぐらいに第 2 回ということで、少し開くのですが、その予定で考えています。

＜大井委員長＞

ありがとうございます。年度末、2 月から 3 月頃ということで。皆さまには日が迫りましたら、日程のご案内をいただけるということでよろしいですか。ありがとうございます。

それでは、大変申し訳ありません。終了の予定時刻を大きく超過してしまいました。

以上で本日の審議を終了とし、進行を事務局にお戻ししたいと思います。お願いします。

＜事務局：森口課長＞

事務局としましても、今回、1 番初めということで、内容をご理解いただくいろんな取り組みを説明するということで、説明がメインになり、本来この会議では、皆さまからのご意見をいただくという

ことが趣旨ですので、次回以降は事務局としてもその辺りを工夫しながら皆さまにご意見をいただけるようなかたちにしたいと思います。大変失礼しました。

今回、第 5 次計画、このようなかたちで進捗管理をしながら進めていくというところで、引き続き皆さまと共に地域福祉計画の推進をしっかり進めていきたいと思います。

これをもちまして第 1 回委員会を終了いたします。ありがとうございました。